

「三重県中小企業融資制度「新型コロナ克服設備等投資支援資金」の取扱いを開始します」

三重県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい経営環境の克服に向け、景気回復の兆しをいち早く捉え、業績の回復・拡大に取り組む中小企業等が、先行的に設備投資を行うために必要な資金を円滑に調達できるよう、「新型コロナ克服設備等投資支援資金」を創設し、2月1日（月）から取扱いを開始します。

三重県内中小企業、小規模企業の皆様におかれましては、ご利用のご検討をお願いします。

●取扱開始日

令和3年2月1日（月）

●融資の対象者

以下のすべての要件を満たす中小企業、小規模企業

- ・三重県内に事業所があること
- ・引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- ・事業税等県税を完納していること

●資金の概要

限度額：1事業者あたり最大2,500万円

資金使途：設備資金

利率：年率1.6%

保証料率：年率0.20%～1.10%

融資期間：15年以内（据置期間2年以内を含む）

●取扱期限

令和3年2月1日（月）～**令和4年**3月31日（木）まで

●お問い合わせ先

【制度についての問い合わせ先】

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班

TEL：059-224-2447 E-mail：chusho@pref.mie.lg.jp

【融資の申し込み】

融資の申し込みについては、各社取引先または最寄りの取扱い金融機関へご相談ください。

●関連資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500238.htm>

- ・案内チラシ（新型コロナ克服設備等投資支援資金）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000931751.pdf>